

○個人情報に関する基本規則

〔平成17年8月25日〕  
規則第5号

改正 平成30年6月25日規則第4号

第1章 総則

(目的)

**第1条** 本規則は、安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合（以下「組合」という。）が保有する利用者（以下「本人」という。）の個人情報につき、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）その他関係法規及び介護保険法等に基づき、これを適正に取扱い、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

**第2条** 本規則における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものをいう。本人が死亡した後においても本人の情報を保存している場合及びその情報が同時に遺族等の生存する個人情報と関連がある場合には、個人情報と同様に取り扱う。
- (2) 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。
  - ア 特定の個人情報を電子計算機により検索できるように体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人を容易に検索することができるよう体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引、その他検索を容易にするものを有するもの
- (3) 個人データ 個人情報をデータベース等で構成する個人情報。
- (4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

**第3条** 組合は、個人情報が個人の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われなければならないものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

(適用範囲)

**第4条** 本規則は、組合において処理するすべての利用者の個人情報及び個人データ（以下「個人情報等」という。）の取扱いについて、定めるものとする。

第2章 個人情報等の取扱いについて

第1節 個人情報等の利用について

(利用目的の特定)

**第5条** 組合は、個人情報等を取り扱うに当たっては、利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定するとともに、それを公表する。

2 組合は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連を有すると合理的に

認められる範囲を超えてはならない。

(利用目的による制限)

**第6条** 組合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく前条に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報等を取り扱ってはならない。

2 組合は、合併その他の理由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴い個人情報等を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく承継前における当該個人情報等の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報等を取り扱ってはならない。

3 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

(4) 国若しくは地方公共団体に協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

(適正な取得)

**第7条** 組合は、偽りのほか、不正の手段により個人情報等を取得してはならない。

(利用目的の通知等)

**第8条** 組合は、個人情報等の取得に際し、あらかじめその利用目的を公表しているとき又は取得の状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかにその利用目的を本人に通知、又は公表しなければならない。

2 組合は前項の規定に関わらず、本人との間で締結する契約書及びその他の書面（住民票、通帳、年金手帳等、電子的方式、磁気的方式のほか知覚により認識することができない方式で作成される記録を含む。以下において同じ。）に記載された当該本人の個人情報等、その他本人により直接書面に記載された個人情報等を取得する場合は、あらかじめ、その利用目的を明らかにしておかなければならない。

3 組合は、利用目的の変更をする場合は、変更する利用目的を本人に通知または、公表しなければならない。

4 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

(1) 利用目的を本人に通知、または公表することにより、本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合。

(2) 利用目的を本人に通知、または公表することにより、組合の権利又は当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

(3) 国又は他の地方公共団体に協力する場合であって、利用目的を本人に通知、又は公表することにより当該業務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合。

(第三者提供の制限)

**第9条** 組合は、次の各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

(3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合。

2 組合は、個人データの第三者提供について本人の同意があった場合で、その後、本人から第三者提供の範囲の一部についての同意を取り消す旨の申出があった場合には、当該個人データは、本人の同意のあった範囲に限定して取り扱うものとする。

## 第2節 個人情報等の登録・保護・廃棄について

(個人データの正確性の確保)

**第10条** 組合は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ細心の内容に保つように努めなければならない。

(安全管理措置)

**第11条** 組合は、個人データ取扱いに際し、個人データの漏えい、滅失または毀損の防止など個人データの安全管理のため、必要な措置を講じなければならない。

(文書等管理に関する規則の整備)

**第12条** 組合は、文書等の登録・保管・廃棄に関し、前二条の規定に照らし、必要な事項については別に規則を定め、これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

## 第3節 職員及び委託先の監督

(職員に対する指導・監督)

**第13条** 組合は、第2章第1節及び第2節の規定を実践するために必要な事項については別に規則を定め、全ての職員にこれを遵守させるものとする。

2 組合は、職員が個人情報等を取り扱うに当たり、これが適正に行われるよう監督する。

(委託先の監督)

**第14条** 組合は、個人データ取り扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託業者における個人情報保護に向けた対応の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討するとともに、委託事業者との間で業務委託における個人情報に係る契約書を締結したうえで提供を行うとともに委託先に対して適切な監督を行うものとする。

## 第4節 本人からの開示等申請に対する対応

(本人からの請求に対する対応)

**第15条** 組合は、個人データについて個人情報保護法第25条または第27条の規定に基づき開示及び利用停止等の申請が行われた場合は、その申請が個人情報等に関する本人の権利に基づくものであることを十分に理解したうえで、合理的な期間、妥当な範囲でこれに応ずるものとする。

(規則の整備)

**第16条** 組合は、前条の規定に係る義務を適切に履行するため必要な事項について規則を別に定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

## 第5節 個人情報管理に向けた体制

(相談・苦情の対応)

第17条 組合は、個人情報等の取扱いに関する相談、苦情の適切かつ迅速な対応に努める。

- 2 組合は、前項の目的を達成するために、施設に個人情報相談窓口を設け、その他必要な体制の整備に努める。

### 第3章 個人情報管理に向けた体制

(個人情報の管理)

第18条 組合に個人情報統括責任者、施設に個人情報管理責任者、各部署に個人情報管理者を置く。

- 2 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、個人情報保護に関する内部規則の整備、安全対策及び職員の教育を推進し、個人情報保護の周知徹底に努めなければならない。
- 3 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、この規則に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の取得、利用、提供または委託処理について、全ての職員にこれを理解させ、遵守させなければならない。
- 4 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、個人データ安全管理措置について定期的に自己評価を行い、安全管理の見直しまたは改善を行う。
- 5 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、個人情報漏えい等の問題が発生したときには、組合長に報告するとともに協議を行い、二次被害の防止対策を講じ、個人情報等の保護に配慮しつつ、可能な限り事実関係を公表し、速やかに都道府県等の所管課に報告するものとする。

(教育)

第19条 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、組合の業務に従事する全て職員に対し、個人情報に係る個人の権利保護の重要性を理解させるとともに個人情報管理の適正で確実な実施を図るため、教育担当者を指名し、継続的かつ定期的に教育を行うよう努める。

(監査)

第20条 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者は、個人情報等の管理の状況について組合の監査委員に報告し、その監査を受けるものとする。

- 2 監査委員は、監査により、個人情報等の管理について改善すべき事項があると認めるときは、組合長に報告し、関係する職員に対し改善のために必要な支持を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた者は、速やかに改善のために必要な措置を講じ、その改善内容を監査委員に報告しなければならない。

附 則 (平成17年規則第5号)

この規則は、平成17年9月1日より施行する。

附 則 (平成30年規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。